

## **2 平成 20 年度の苦情及び相談の申出の処理の概要**

## 2 平成 20 年度の苦情及び相談の申出処理の概要

### (1) 岩手県男女共同参画調整委員名簿

菅原 瞳（弁護士）  
石井 みち子（大学教授）  
村井 三郎（弁護士 H20.9.22 辞任）  
渡辺 正和（弁護士 H20.9.23～）

### (2) 会議（合議）・調査等の経過

平成 20 年度においては新規申出案件がなく、過年度受理案件（苦情 1 件：整理番号 19-1 案件）について、19 年度末から引き続き審査・検討を行った。

年月日	会議等	内容
H20.3.28	合同会議	経過説明、処理方針検討
〃	岩手県教育長に調査開始通知書、説明等依頼書を送付	（男女混合名簿の使用状況及び混合名簿の使用に関する県教委の考え方についてなど）
H20.4.30	県教育長より文書により回答	
H20.5.16	合同会議	処理方針検討
H20.5.27	県教育長に説明等依頼書を送付	（県教委における男女共同参画への取組みと成果についてなど）
H20.6.20	県教育長より文書により回答	
H20.7.10	県教育長に説明等依頼書を送付	（次回合同会議への担当職員の出席を依頼）
H20.7.28	合同会議	県教育委員会の担当職員との意見交換、処理方針検討
H20.9.4	合同会議	処理結果のまとめ
H20.9.22	合同会議	処理結果のまとめ

### (3) 申出等への対応状況（平成 20 年度）

制度又は個別案件に関する問合せ なし

調整委員への新規申出 なし

処理結果（整理番号 19-1 案件）に対する意見 5 件（いずれもメール）

処理結果に関する公文書開示請求 1 件（県教育長に対する勧告書）

#### (4) 申出受付・処理状況一覧（平成 15 年 4 月 1 日から 21 年 3 月末までの累計）

分類	受付事案件数	処理済事案件数
苦情(①)	4 件	4 件
相談(②)	5 件	5 件
合計	9 件	9 件

- ①苦情…県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情  
②相談…男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案についての相談

#### (5) 平成 20 年度に取扱った男女共同参画に関する苦情の処理概要

県民から申出のあった苦情について、『県が実施する男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情』に該当するものと判断し、男女共同参画調整委員 3 名合同で調査及び審査をした結果、岩手県教育委員会教育長あて勧告を行った。（調査結果は P 7～P 22 のとおりである。）

また、勧告に対して、岩手県教育委員会教育長から岩手県男女共同参画調整委員あて措置報告があった。

##### 苦情の内容・趣旨

男女別名簿の使用は男女差別に当たるので、その実態について調査し、県民に目に見えて分かる形で改善を指導し、直ちに少なくとも外見的な男女差別を改善されるよう要請する。

##### 男女共同参画調整委員の行った勧告の概要

岩手県教育委員会の取組みについて次のとおり勧告し、是正その他の措置について報告するよう求めた。（H20.9.22 付け）

##### 【勧告の趣旨】

職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画するためには、これまでの制度、慣行、しきたりを見直すことが必要である。

また、男女共同参画の推進という点において、学校は教育を通じて男女平等を推進する重要な役割を担っている。

このような中で、学校で使用する「男女別で男子が先、女子が後」とする男女別名簿は性別によって役割分担を固定的にとらえる意識に基づいた社会における慣行に結びつくものという見方もあり、それに比べ男女混合名簿は男女を個人として尊重し両性の平等性を重んじるもので、男女共同参画の推進を図るために方策の一つであるともいわれている。

貴委員会は男女混合名簿の使用を義務付けることをせず各学校の判断に委ねて

いることであるが、岩手県男女共同参画推進条例の基本理念にのっとり、制度・慣行の見直しのひとつとして、各学校において男女混合名簿の使用の是非について男女共同参画推進の視点に立った議論がなされるよう促すことが望ましい。

また、貴委員会では、各学校に対し、男女混合名簿の使用について議論するきっかけとなり主体的に判断するための資料として、情報提供を行うよう勧告する。

#### 勧告に対する措置報告の概要

岩手県教育委員会教育長から下記のとおり報告があった。(H20.11.28)

##### 【報告内容】

平成 20 年 10 月 31 日に開催された第 2 回県立学校長会議において、次のような説明を行った。

- 説明概要：
- (1) 岩手県男女共同参画調整委員から男女混合名簿に対する勧告があったこと。（勧告書の写しを資料として配付）
  - (2) 平成 19 年度男女混合名簿の使用状況（公立高校の状況を資料として配付）を活用して、男女混合名簿の使用を判断すること
  - (3) 男女共同参画の推進については、「いわて男女共同参画プラン」に沿って男女共同参画を推進する教育や学習を促進することとしていること。（男女共同参画プラン抜粋を資料として配付）
  - (4) 出席簿等の名簿については、教育的効果、用途及び利便性等を考慮して使用されるべきものと考えており、男女混合名簿の導入についても、県内一律に定めるというものではなく、学校独自の取組みの中で、各学校が主体的に判断すべきものと考えていること。

また、平成 20 年 10 月 15 日付けで、各県立学校長に対し、平成 20 年度の男女混合名簿の使用状況調査依頼と併せて、平成 19 年度の男女混合名簿に関する使用状況を通知した。

## 別紙

### 県立高校における男女混合名簿の使用について (調査結果)

#### 1 本県における県立学校での男女混合名簿の使用について

(1) 平成 19 年度の県立高校における男女混合名簿の使用状況は次のとおりである。(詳細は別添資料 1)

高等学校 (全日制) 32.5% (77 校中 25 校)

高等学校 (定時制) 50.0% (10 校中 5 校)

男女混合にしている名簿：指導要録、出席簿、学級名簿、入学生名簿、卒業生台帳

(2) 男女混合名簿の使用の有無とその理由等については次のとおりである。

ア 混合名簿を使用している学校は、どのような理由で使用しているか

- ・ 男女平等の考えに基づいて。男女共同参画社会の実現のため。
- ・ 混合名簿導入による支障や不都合がないから
- ・ 社会の風潮や時代の流れから
- ・ 男女の性差を名簿上で表すメリットがないから
- ・ 50 音順や生年月日順にしているから

イ 混合名簿を使用していない学校は、どのような理由で使用していないのか

- ・ 健康診断等の際に (男女別名簿が) 使いやすいため
- ・ 男女混合名簿を使用する必要性がないため
- ・ 数種類の名簿があると事務処理上混乱を招くため
- ・ 男女別名簿で不都合がないため
- ・ 事務処理において (男女別名簿が) データ処理がしやすいため

ウ 男女混合名簿を使用している学校では、メリット・デメリットについてどう考え、またデメリットがある場合はどのような工夫をしているか

男女混合名簿を違和感なく自然に受け入れられているが、混合名簿を使用するメリットは特に感じていない。デメリットとしては、名簿を使用する場面に応じて男女別名簿と混合名簿を選択することになり煩わしいが、慣れることによって特に不便は感じなくなる。統計情報については、男女別に求められることがある(※(3) 参照)ため、男女別に編集して対応している。

(3) 県教育委員会が学校に対し提出を求める資料について

県教育委員会が学校に対し男女別の統計で提出を求めているものは次のとおりである。

ア 教育指導計画の実施状況報告 (退学者数、原級留置者数、卒業生数、下宿者数、入学者数、在籍者数、海外帰国生徒の在籍状況、外国人生徒の在籍状況)

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和 32 年規則第 3 号)第 10 条第 2 項及び岩手県特別支援学校の管理運営に関する規則(昭和 32 年規則第 4 号)第 7 条において準用する岩手県立高等学校の管理運営に関する規則第 10 条第 2 項の規定に基づき届出を求め、通知により様式を定めている。

イ 児童生徒の問題行動等に関する調査

文部科学省調査

ウ 高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査  
文部科学省調査

2 県教育委員会の男女混合名簿に対する考え方

県教育委員会においては、学校運営に関する学校の自主性を尊重し、教育委員会は学校を支援する立場にあるとのスタンスに立ち、男女混合名簿については、県内一律に導入するというよりは、各学校が独自の取組みの中で選択し導入すべきものと考えている。

しかし、各学校の自主的判断に委ねることについては、学校教育法施行細則（昭和32年1月14日教育委員会規則第1号（別添資料2））において定める出席簿の様式が男女別にされていないことをもって各学校において判断するものと取扱っており、県教育委員会から「男女混合名簿にするか否かは各学校で判断すべきものであること」について学校に通知した経緯は認められない。

また、県教育委員会では男女混合名簿の使用状況を毎年度調査しているが、その結果を会議資料や通知等により各学校に周知することはしていない。

3 県教育委員会における男女共同参画への取組み

平成15年4月に春山氏から「県教育委員会の男女共同参画への取組みが不十分なので自らの組織に対する男女共同参画プランを策定すべき」との苦情申出が提出され、同年10月、男女共同参画調整委員から県教育委員会に対し、「学校教育の分野についてより具体的、計画的に施策の推進に取り組むこと。また、校長をはじめとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう早急に取り組むこと」との指導を行った。これに對し、同年12月、県教育委員会から「男女共同参画プラン見直しに併せ教育に関する具体的取組や指標を設けること、教職員の男女共同参画セミナーへの積極的な参加、各種研修への男女共同参画に関する内容の盛込みなどを検討することにより、より一層学校運営が男女共同参画の理念に基づき行われるよう努める」との報告がなされた。

その後、県教育委員会では、「いわて男女共同参画プラン」の見直し（H17）にあわせ、男女平等意識を高める教育を推進することを表記するとともに、「県立高等学校（全日制）における保育・介護体験を実施している割合」等の指標を設定した（別添資料3）ほか、次のような取組みがなされている。

- ア 教職経験者10年目研修に男女共同参画に関する講座の設定（H17～）
- イ 県立高校（全日制）における介護・保育体験の実施（H18：77.9%）
- ウ 公民科、家庭科、特別活動等において、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性について指導。特に家庭科（男女とも必履修）では、固定的な性別役割分担を見直し、男女が協力して家庭を築くことの意義や家庭の機能の変化や現代の家族の特徴について学習。
- エ 職業意識の醸成、個性を尊重した進路指導の取り組みについて、男女の性にとらわれず進路選択するよう指導
- オ 教職員のためのデート・DV予防セミナーに参加（H19年度10名）
- カ 「お互いを尊重する関係の築き方」指導者セミナーに参加（H19年度17名）

#### 4 他県の状況

全国的に見ても、男女混合名簿に関しては、「男性優位を学習させないためによい」との賛成意見がある一方で、「使いにくい、拡大解釈による不適切な取扱い（男女一緒の身体測定など）につながるおそれがある」との反対意見もあり、議会の一般質問で議論された都道府県もある。

平成20年8月に各都道府県に照会したところ、男女共同参画プランにおいて男女混合名簿に関する指標を定めている都道府県は5県であった（別添資料4）。指標を設けていない都道府県の中には、「改正前のプランには指標を定めていたが、男女混合名簿の定着が図られた一方で拡大解釈による混乱も生じたことから、一律に推進するのではなく各学校の判断に任せることとし指標に掲げないこととした」というところもある。

一方、男女共同参画プランにおいて男女混合名簿の指標を掲げてはいなくとも男女混合名簿の使用率が高い都道府県もある。

#### 5 本県の男女共同参画に関する条例及び計画

岩手県男女共同参画推進条例（平成14年岩手県条例第61号）第3条第2号では、男女共同参画を推進するうえでの基本理念のひとつとして、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること」と規定されている。

いわて男女共同参画プランでは、「男女共同参画の視点に立った意識改革」として、「男女平等や人権尊重の意識の普及・啓発や制度・慣行の見直しなどにより、男女共同参画の視点に立った意識改革を進める」こととしている。さらに、このための施策の方向として「学校や家庭において、社会的・文化的に形成された性差に基づく教育や慣行、指導がなされていないか今一度点検するとともに、男女共同参画の視点に立った教育・学習に一層取り組んでいく必要がある」ことから、「授業、学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人間尊重の精神に立って男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を發揮して自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育を推進する」こととしている。（資料3）

# 資料 1

## 男女混合名簿の使用状況について（県立・市町村立）

学校教育室

### 1 県内学校数(平成 19 年度)

校種	学校数
小学校	424校(分校除く)
中学校	195校(分校除く)
高等学校(全日制)	77 校(分校含む)
高等学校(定時制)	10校(分校含む)

### 2 男女混合名簿を使用している学校数

学校種	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
小学校	128校 (28. 2%)	139校 (31. 3%)	148校 (34. 3%)	146校 (34. 4%)
中学校	28校 (13. 7%)	28校 (13. 8%)	23校 (11. 6%)	22校 (11. 3%)
高等学校(全日制)	24校 (30. 4%)	24校 (30. 8%)	24校 (31. 2%)	25校 (32. 5%)
高等学校(定時制)	5校 (45. 5%)	5校 (50. 0%)	5校 (50. 0%)	5校 (50. 0%)

### 3 男女混合名簿の使用の有無

	使用名簿	小学校 (校)	%	中学校 (校)	%	高校(全日 制、校)	%	高校(定時 制、校)	%
1	指導要録 (児童生徒の学籍 及び指導に関する記録)	134	31.6	19	9.7	25	32.5	5	50.0
2	出席簿 (児童生徒の出欠 席の確認)	134	31.6	19	9.7	25	32.5	5	50.0
3	学級名簿 (様々な用途で使 用)	134	31.6	19	9.7	25	32.5	5	50.0
4	入学生名簿 (入学式で使用)	140	33.0	20	10.3	25	32.5	5	50.0
5	卒業生台帳 (卒業式で使用)	131	30.9	20	10.3	25	32.5	5	50.0
6	修了生台帳 (終了式で使用)	132	31.1	19	9.7				
7	健康観察 (学級での朝の会で 使用)	129	30.4	19	9.7				
8	健康診断票 (各種検診で使用)	115	27.1	17	8.7				
9	その他	14	3.3	1	0.5	8	10.0	0	0
下足入れ、ロッカー、コートかけ、卒業生名簿、卒業アルバム、身体測定の名簿、学力検査、地区生徒会名簿等									

## 資料 2

○学校教育法施行細則

(抜粋)

昭和 32 年 1 月 14 日教育委員会規則第 1 号

改正

昭和 35 年 4 月 30 日教育委員会規則第 8 号

昭和 41 年 4 月 1 日教育委員会規則第 6 号

昭和 42 年 9 月 29 日教育委員会規則第 6 号

昭和 45 年 3 月 6 日教育委員会規則第 4 号

昭和 46 年 3 月 30 日教育委員会規則第 4 号

昭和 46 年 8 月 30 日教育委員会規則第 8 号

昭和 48 年 4 月 1 日教育委員会規則第 7 号

昭和 51 年 4 月 27 日教育委員会規則第 7 号

昭和 51 年 5 月 25 日教育委員会規則第 8 号

昭和 54 年 3 月 31 日教育委員会規則第 6 号

昭和 54 年 12 月 28 日教育委員会規則第 8 号

昭和 55 年 3 月 14 日教育委員会規則第 1 号

昭和 55 年 5 月 23 日教育委員会規則第 7 号

昭和 57 年 2 月 12 日教育委員会規則第 1 号

昭和 57 年 4 月 23 日教育委員会規則第 5 号

昭和 60 年 4 月 26 日教育委員会規則第 7 号

平成 3 年 6 月 21 日教育委員会規則第 9 号

平成 5 年 3 月 30 日教育委員会規則第 4 号

平成 5 年 12 月 24 日教育委員会規則第 7 号

平成 6 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号

平成 11 年 3 月 31 日教育委員会規則第 10 号

平成 12 年 3 月 31 日教育委員会規則第 2 号

平成 14 年 2 月 8 日教育委員会規則第 1 号

平成 19 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号

平成 20 年 3 月 7 日教育委員会規則第 1 号

学校教育法施行細則をここに公布する。

学校教育法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）、学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「施行令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 法第1条に規定する学校のうち、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (2) 専修学校 法第124条に規定する専修学校のうち、公立の専修学校をいう。
- (3) 各種学校 法第134条第1項に規定する各種学校のうち、公立の各種学校をいう。
- (4) 児童等 学校又は専修学校若しくは各種学校に在学する幼児、児童及び生徒をいう。

一部改正〔平成20年教育委員会規則1号〕

(出席簿)

第16条 施行規則第25条に規定する児童等の出席簿（県立学校に係るものに限る。）の様式は、様式第2号から様式第2号の4までによるものとする。

一部改正〔平成20年教育委員会規則1号〕

高等学校（特別支援学校高等部）

出席 空欄 欠席 / 遅刻 × 早退 ◎ 忌引 ◎

氏名 担任	月 日( )							月 日( )							月 週							
	時限	H	1	2	3	4	5	6	7	H	1	2	3	4	5	6	7	出席日数	欠席日数	席數	遅刻回数	早退回数
		R								R								病気	事故			
1																						
2																						
3																						
4																						
5																						
6																						
52																						
53																						
54																						
55																						
		出席	欠席	遅刻	早退						出席							欠席	遅刻	早退		

(A 4)

### 資料3 「いわて男女共同参画プラン」抜粋

#### I 男女共同参画の視点に立った意識改革

##### ●施策の体系

###### 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と啓発

- (1) 広報・啓発活動の充実・強化
- (2) 情報収集・提供の充実
- (3) 調査研究の実施

###### 2 男女共同参画を推進する教育・学習の促進

- (1) 家庭における教育・学習の推進
- (2) 学校における教育・学習の推進
- (3) 地域・職場における教育・学習の推進

###### 3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- (1) 家庭・地域等における制度・慣行の見直し
- (2) 職場における制度・慣行の見直し
- (3) 制度の周知及び相談の充実

##### ●主要な指標

	指標名	単位	15年度実績	17年度目標	22年度目標
1	男女共同参画に関する周知度（男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている住民の割合）	%	44.5	—	80.0
2	市町村における男女共同参画計画の策定率（累計）	%	25.9	47	100
3	男女共同参画に関するイベント・研修参加者数（県・市町村）	人／年	18,000	20,000	20,000
4	男女共同参画サポーターのいる市町村の割合	%	69	80	100
5	フォーラム家庭教育等参加者数（累計）	人	21,359	23,350	28,350
6	県立高等学校（全日制）における保育・介護体験を実施している割合	%	64.6	67.1	73.4
7	社会慣習の中での男女の不平等感の割合	%	71.6	—	60

# 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と啓発

## 【現状と課題】

### 男女共同参画に向けた意識改革と啓発による社会への定着

- 平成15年度に県が実施した「男女が共に支える社会に関する意識調査」（以下「県の意識調査」という。）によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方には、ほぼ3人に2人は「同感しない」と答えています。

前回（平成10年）の調査結果と比較すると、「男は仕事、女は家庭」という考え方には「同感しない」は男女ともに増加しています。

- 「社会通念・慣習・しきたり」や「職場」、「家庭生活」など社会の各分野における男女の地位については、「平等」と感じている者の割合は全国に比較して大きく下回っている状況にあります。
- 地域における男女共同参画を推進するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たす役割は極めて重要ですが、本県の市町村における男女共同参画に関する計画の策定率は25.9%（15市町）と全国平均の34.0%に比べて低い状況となっています。（平成16年4月1日現在）

そこで、

- あらゆる機会や多様な媒体を通じて、男女共同参画に向けた県民の意識を醸成するための広報・啓発活動に努めるとともに、情報収集や調査研究を行い、男女の置かれている状況や問題点を客観的に把握し、男女共同参画に向けた意識改革と啓発による社会への定着に努める必要があります。
- 男女が共に社会のあらゆる分野に参画していくためには、女性が自らの意識を高めていくとともに、特に男性の意識を改革していくことが必要です。

## 【施策の方向】

### （1）広報・啓発活動の充実・強化

- 6月の「男女共同参画推進月間」を中心に、啓発広告の掲示、フォーラムの開催等により、意識啓発を図ります。
- 男女共同参画を推進するサポーターを養成し、市町村や民間団体等が行う意識啓発や各種活動を支援します。
- 情報紙や新聞、映像、インターネットなど多様な広報媒体を通じて広報・啓発活動を推進します。
- 地域・家庭等への男性の参画に配慮した広報・啓発活動や、男性向け講座の開設など、男性の参加を促進するための様々な取組みを行います。
- 男女共同参画に関する国の法令や本県のプランについて、誰もが理解しやすい形で広報するなど、その内容の周知に努めます。
- 県職員が率先して男女共同参画の推進に取り組むよう、研修等を通じて県職員の意識啓発を行います。
- 県の広報やマスメディア等の活用、出前講座の実施等により、企業や各種団体など民間への普及啓発に努めます。

## (2) 情報収集・提供の充実

- 全国の地方公共団体や県内市町村、民間団体等における男女共同参画に向けた各種情報を幅広く収集し、男女共同参画に関する統計情報や出版物等を収集・整理するとともに、県民への提供に努めます。
- 男女共同参画に関する条約・法令・条例等の周知や、救済制度の活用などに関する学習機会を提供します。
- 毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにした報告書を作成し、公表します。

## (3) 調査研究の実施

- 市町村の男女共同参画計画策定のためのマニュアルや行政刊行物等における性にとらわれない表現を推進するためのマニュアルを作成するなど、各種の調査研究を実施します。
- 企業などへの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等について、調査研究を行います。
- 県民を対象に、男女共同参画や女性問題等に関する定期的な意識調査等を実施します。
- 本県の女性史の編纂や女性のデータ・ブックの作成等について、調査研究を行います。

## 2 男女共同参画を推進する教育・学習の促進

### 【現状と課題】

#### 男女共同参画の意識づくりに向けた教育・学習

- 平成15年度の県の意識調査によると、「家庭生活における男女の地位の平等」については、「男性の方が優遇」が、60.7%、「男女平等」23.5%、「女性の方が優遇」5.1%となっています。性別にみると、「男性の方が優遇」は女性で高くなっています、「平等」は男性で高くなっています。平成10年の調査結果と比較してみると、男女とも「男性の方が優遇」は前回より低く、「平等」は前回より高くなっています。
- また、学校は教育を通じて男女平等を推進する重要な役割を担っていますが、上記意識調査によると、全体の半数以上（53.4%）が、学校教育の場における男女の地位は「平等」と感じていますが、全国（63.1%）と比較して下回っている状況にあります。
- 男女の地位の平等感は、「学校教育の場」以外の分野では、「男性の方が優遇」が「平等」を上回っています。男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために重要と思われることは、「社会通念、慣習、しきたりを改めること」が、男女とも最も高くなっています。

そこで、

- 家庭や学校において、社会的・文化的に形成された性差に基づく教育や慣行、指導がなされていないか今一度点検するとともに、男女共同参画の視点に立った教育・学習に一層取り組んでいく必要があります。
- また、地域や職場などあらゆる場においても、男女共同参画に向けた意識を育むことができるよう、公民館等の社会教育施設における講座の開設や職場内研修の実施による学習機会の提供、それを支援する指導者の育成等を行っていく必要があります。

## 【施策の方向】

### (1) 家庭における教育・学習の推進

- テレビ放送やビデオ教材、家庭教育資料の作成・配布、家庭教育に関する指導者の養成等により、子育てなどの家庭教育に関する主体的な学習を支援します。
- 男女共同参画推進月間を中心とした各種啓発事業を通じて、家庭における教育や学習の普及に努めます。
- 各種情報紙の発行や広報媒体等を通じて、男女共同参画意識の各家庭への浸透を図ります。

### (2) 学校における教育・学習の推進

- 性別にとらわれることなく、個性と能力を伸ばし、主体性を高めるため、教育内容、指導方法の研究・改善を行うとともに、学習教材等における性にとらわれない表現の推進や職業意識の醸成、個性を尊重した進路・就職指導を行います。
- 男女共同参画の視点に立った意識や知識を高めるため、教員の研修体系に基づく研修等を充実します。
- 授業、学校行事など教育活動全体を通じて、児童生徒が人間尊重の精神に立って男女平等を身近な課題として認識し、一人ひとりの個性や能力を發揮して、自らの意思によって行動できるよう、男女平等の意識を高める教育を推進します。
- 男女の人格の尊重、男女の相互協力・理解についての指導の充実に努めるとともに、男女が協力して家庭生活を築いていくという視点に立って、家庭科教育の充実に努めます。
- 県立大学を始めとする県内の大学等の高等教育機関において、「女性学」、「男性学」に関する教育・研究の推進や、男女共同参画等に関する講座の開設を働きかけます。

### (3) 地域・職場における教育・学習の推進

- 各地域で男女共同参画を推進するサポーターなどの指導者の養成を図ります。
- 地域の公民館単位で男女共同参画講座や家庭教育学級の開催を働きかけるとともに、生涯学習情報提供システムを通じての情報提供や学習相談の充実を図るなど、地域での社会教育活動を総合的に推進します。
- 県と市町村との連携講座の実施により、生涯学習メニュー帳の作成や地域における男女共同参画に関する学習を促進します。
- 社会教育に携わる職員の研修を充実し、資質の向上に努めます。
- 県職員に対する男女共同参画に関する研修を率先して行うとともに、市町村や企業、民間団体における研修の実施を働きかけます。

### 3 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

#### 【現状と課題】

##### 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

- 平成15年度の県の意識調査において、「社会通念・慣習・しきたり」や「家庭生活」、「職場」「政治の場」などの社会の各分野における「男女の地位の平等感」については、「社会通念、慣習、しきたりなど」で、「男性の方が優遇」が最も高く71.6%、次いで「職場」で65.0%となっています。
- また、「今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、重要と思われるものは何か」を2つまで聞いたところ、「女性を取り巻くさまざまな偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」が43.3%と最も高く、「女性自身が知識、技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」(28.8%)、「法律や制度の面で見直しを行い、男女差別につながるものを見めること」(27.2%)などの順となっています。

そこで、

- 男女が社会のあらゆる分野に対等な構成員として参画するためには、これまでの制度や慣行、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していくことが必要です。

#### 【施策の方向】

##### (1) 家庭・地域等における制度・慣行の見直し

- 性に中立的でない慣行やしきたりを生むこととなる固定的な性別役割分担意識について調査研究を行うとともに、性別による偏りにつながるおそれのあるものについては、広報活動を充実して広くその見直しを呼びかけます。
- 家庭や地域における固定的な慣習やしきたりなどについて自主的に調査研究を行うグループや団体等の活動を支援していきます。
- 家庭や地域への男女共同参画を容易にする技術・商品開発や住宅開発などについて企業に働きかけるとともに、まちづくりや地域振興等において、女性の視点を取り入れた社会基盤の整備に努めます。

##### (2) 職場における制度・慣行の見直し

- 職場における見直すべき固定的な慣習・しきたりなどについての調査研究を行います。
- 職場における女子のお茶汲みや女性のみに着用させている制服など、性別による偏りにつながるおそれのある慣行について、広くその見直しを呼びかけます。

##### (3) 制度の周知及び相談の充実

- 男女共同参画に関する条約・法令・条例等の周知及び救済制度の活用促進のための学習機会を提供します。
- 男女共同参画調整委員制度の周知、活用を図り、男女共同参画に関する苦情や相談に対応し、男女共同参画の視点に立った制度等への見直しに取り組みます。

## II 女性の参画拡大による男女共同参画の推進

### ●施策の体系

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進
  - (1) 審議会等委員への女性の登用促進
  - (2) 管理職等への女性の登用促進
- 2 女性の人材育成と情報の収集・提供
  - (1) 女性の人材育成
  - (2) 女性の人材情報等の収集・提供
- 3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進  
生涯学習の推進
- 4 国際交流・国際協力の推進  
国際交流・国際協力の推進
- 5 男女共同参画を推進する拠点の整備
  - (1) 拠点施設の整備
  - (2) 市町村・関係団体との連携

### ●主要な指標

	指標名	単位	15年度実績	17年度目標	22年度目標
8	審議会等における女性委員の比率	%	29.6	33	50
9	県職員管理監督者に占める女性の割合	%	11.2	12	15
10	教職員の管理職に占める女性の割合	%	(16年度) 24.1	24.1	25.0
11	体育指導委員女性比率	%	29.4	29.5	30.0
12	スポーツ・リーダー・バンク女性比率	%	16.7	17.2	18.6
13	女性人材リスト登録数 (累計)	人	1,080	1,200	1,500
14	男女共同参画サポーター認定者数 (累計) (うち男性の占める割合)	人 (%)	226 (5 %)	300 (7.5%)	550 (15%)
15	各大学開放講座参加者数 (累計)	人	4,088	4,400	5,200
16	語学研修国際理解研修の受講者数 (累計)	人	3,215	3,650	4,400
17	男女共同参画拠点施設数 (累計)	数	0	0	1

## 資料4

都道府県男女共同参画プランにおける「男女混合名簿」に関する指標の有無について（調査結果集計）

都道府県名	プランの名称	策定年度	計画期間(年度)	男女混合名簿に関する指標の有無
北海道	第2次北海道男女平等参画基本計画	H19	H20~29	無
青森県	新あおもり男女共同参画プラン21	H18	H19~23	無
岩手県	いわて男女共同参画プラン	H11 H17改訂	H11~22	無
宮城県	宮城県男女共同参画基本計画	H14	H15~22	無 ※指標とはしていないが把握して参考にすることとしている
秋田県	新秋田県男女共同参画推進計画	H18	H18~22	無
山形県	山形県男女共同参画計画	H12 H17改訂	H13~22	無
福島県	ふくしま男女共同参画プラン	H13 H17改訂	H13~22	有 指標名：男女混合名簿の導入率（公立小・中・高の出席簿） 目標値：H22年度までに100%
茨城県	茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）	H13	H13~22	無
栃木県	とちぎ男女共同参画プラン【二期計画】	H17	H18~22	無
群馬県	群馬県男女共同参画基本計画（第2次）	H17	H18~22	無
埼玉県	埼玉県男女共同参画推進プラン	H13 H18改訂	H14~23	無
千葉県	千葉県男女共同参画計画（第2次）	H18	H18~22	無
東京都	男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス＆サポート東京プラン2007	H18	H19~23	無
神奈川県	かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）	H19	H20~25	有 指標名：性差によらない名簿の導入率（公立小・中・高等学校の出席簿） 目標値：設定なし
新潟県	新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）	H17	H18~24	無

都道府県名	プランの名称	策定年度	計画期間(年度)	男女混合名簿に関する指標の有無
富山県	富山県民男女共同参画計画(第2次)	H18	H18~27	無
石川県	いしかわ男女共同参画プラン	H18	H19~22	無
福井県	福井県男女共同参画計画(改定)	H18	H19~23	無
山梨県	第二次山梨県男女共同参画計画	H19	H20~25	無
長野県	第2次長野県男女共同参画計画	H18	H18~22	無
岐阜県	岐阜県男女共同参画計画	H16	H16~20	無
静岡県	静岡県男女共同参画基本計画後期実践プラン	H18	H19~22	無
愛知県	あいち男女共同参画プラン21	H13 H18改訂	H13~22	無
三重県	三重県男女共同参画基本計画(改訂版)	H13 H18改訂	H14~22	無
滋賀県	滋賀県男女共同参画計画～パートナーしが2010プラン(第2次改訂版)～	H14 H19改訂	H15~22	無
京都府	新KYOのあけぼのプラン	H13	H13~22	無 ※指標としてはないが、施策の方向として「必要以上に男女を別に分ける慣習・慣行の見直し(男女混合名簿の導入等、必要以上に男女を区別する慣習・慣行の見直しに努めます。)」としている。
大阪府	おおさか男女共同参画プラン	H13	H13~22	無
兵庫県	ひょうご男女共同参画プラン21	H12	H13~22	無
奈良県	なら男女GENKIプラン 奈良県男女共同参画計画(第2次)	H17	H18~27	無
和歌山県	和歌山県男女共同参画基本計画(改訂版)	H18	H19~23	無
鳥取県	第2次鳥取県男女共同参画計画	H19	H19~23	無

都道府県名	プランの名称	策定年度	計画期間(年度)	男女混合名簿に関する指標の有無
島根県	島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン 21）（改訂版）	H12 H17 改訂	H13～22	無
岡山県	新おかやまウィズプラン	H17	H18～22	無
広島県	広島県男女共同参画基本計画（第2次）	H17	H18～22	無
山口県	山口県男女共同参画基本計画『きらめき山口ハーモニー プラン』	H13 H18 改訂	H19～22	有 指標名：公立学校における男女混合名簿の採用率 目標値：H22年度までに100%
徳島県	徳島県男女共同参画基本計画	H19	H20～23	無
香川県	かがわ男女共同参画プラン	H17	H18～22	無
愛媛県	愛媛県男女共同参画計画 パートナーシップえひめ 21	H13 H18 改訂	H13～22	有 指標名：男女混合名簿の導入率（小学校）（中学校）（高校） 目標値：H22年度までに100%
高知県	こうち男女共同参画プラン	H16	H17～22	有 指標名：男女混合名簿（出席簿）実施年（区分：公立小学校、公立中学校、公立高等学校、公立盲・聾・養護学校） 目標値：なし（進捗状況把握のためのモニタリング指標として採用）
福岡県	第2次福岡県男女共同参画計画	H17	H18～22	無
佐賀県	佐賀県男女共同参画基本計画改訂版	H17	H18～22	無
長崎県	長崎県男女共同参画基本計画（改訂版）	H18	H19～22	無
熊本県	熊本県男女共同参画計画「ハーモニープランくまこと 21」	H17	H18～22	無
大分県	おおいた男女共同参画プラン（改定版）	H17	H18～22	無
宮崎県	みやざき男女共同参画プラン	H18	H19～23	無
鹿児島県	鹿児島県男女共同参画基本計画	H19	H20～24	無
沖縄県	沖縄県男女共同参画計画（後期）	H18	H19～23	無